

【令和3年度 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算変更届出書類一覧】

※介護保険サービスと第1号事業がある場合には、合わせて1部提出が必要です。

シート番号	書類名	備考
①	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算変更届出書	
②	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書	別紙様式2-1
③	介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）	別紙様式2-2
④	介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）	別紙様式2-3
⑤	特別な事情に係る届出書	該当する場合のみ
⑥	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算変更届出書管理票	受領書が必要な場合のみ提出してください。
	返信用封筒	84円分の切手を貼付し、返信先の所在地・あて名を記載してください。 ※ ⑥の管理票を提出する場合のみ添付してください。
新加算に区加算を算定する場合	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	法人一括で提出する場合であっても、該当事業所分全てを事業所番号ごとに作成し、提出してください。 加算区分を変更するまたは新規で事業所を開設する場合のみ提出してください。 ※ 居宅サービス事業所（介護予防サービス事業所）、介護保険施設、地域密着型（介護予防）サービス事業所、第1号事業所で、左記のとおり届出の様式が異なりますので、ご注意ください。該当する様式のみ提出してください。
	地域密着型サービス事業者等介護報酬の加算届	
	介護予防・日常生活支援総合事業費（第1号訪問事業・第1号通所事業）算定に係る体制等に関する届出書	
	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	
	加算届管理票	
	返信用封筒	84円分の切手を貼付し、返信先の所在地・あて名を記載してください。

※②から④までについては、新規で届け出る際の様式をご使用ください。

変更内容	提出期限
事業所の追加	●変更月の前月15日まで 【居宅系サービス】 (短期入所生活介護及び特定入居者生活介護を除く) 【地域密着型サービス】 (認知症対応型共同生活介護を除く)
加算区分の変更	●算定開始月の1日まで 【施設系サービス】 (短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護を含む) 【地域密着型サービス】 (認知症対応型共同生活介護)
廃止(全部又は一部)	変更事項が生じた後、速やかにご提出ください。
処遇改善加算終了(事業所継続の場合)	
法人情報の変更(吸収合併等)	
就業規則又は給与規程の変更 (介護職員の処遇に関する内容に限る)	
介護福祉士の配置等要件の適合状況の変更	